

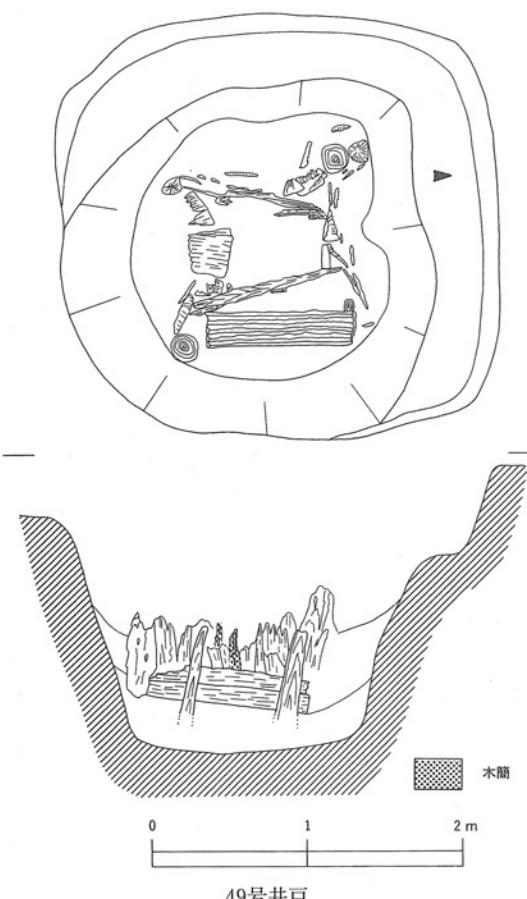
新潟・榎井A遺跡

- 1 所在地 新潟県中頸城郡頸城村大字榎井字塚田・寺屋敷
 - 2 調査期間 第二次調査 一九九七年(平9)四月~七月
 - 3 発掘機関 頸城村教育委員会
 - 4 調査担当者 奎 繁治
 - 5 遺跡の種類 集落跡・莊園関連施設跡
 - 6 遺跡の年代 八世紀~一〇世紀後半、一四~一五世紀
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 榎井A遺跡は、高田平野の中心部からやや北寄りにあって、古保倉川の自然堤防上、標高四・五m付近に位置し、北の日本海岸までは一・五kmを測り、現況は水田と畑地である。
- 本遺跡は、一九八一年に県教育委員会が行なつた遺跡詳細分

布調査によって存在が確認されたものである。

今回本遺跡が、県営高生産性大区画圃場整備事業区内に含まれるのに伴い、頸城村教育委員会では、記録保存を目的とした緊急発掘調査を一九九五年から実施した。遺跡全体の発掘調査面積は、一六六〇〇 m^2 である。本遺跡の性格と主な時代は、八世紀後半の集落を中心として、九世紀前半・九世紀後半~一〇世紀前半・一〇世紀後半の集落・莊園関連施設である。

木簡は、一九九七年度調査区の四九号井戸と六一号井戸から出土



した。四九号井戸は二・七m×二・八mの隅丸方形で、深さ一・八mの掘形の中央に、内法約〇・九mの横板組の井戸枠を据えている。横板の外側には矢板を打ち込んでいるが、西側の矢板は木簡を再利用したものである。打ち込む際には木簡の上部を下にしていた。

井戸枠内外の埋土から出土した土器から、井戸は八世紀後半に構築され、概ね八世紀末より下らない時期に廃棄されたと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

四九号井戸

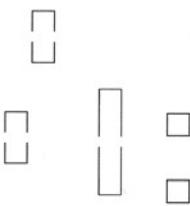
(1) .「以四月五日御田阿_{〔桜カ〕}夫事

合玖佰伍拾壱人繩手_{〔子〕}

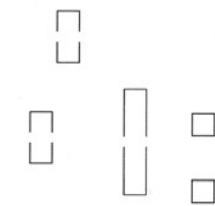
_{〔甥カ〕}

子万呂

長人_{〔子〕}

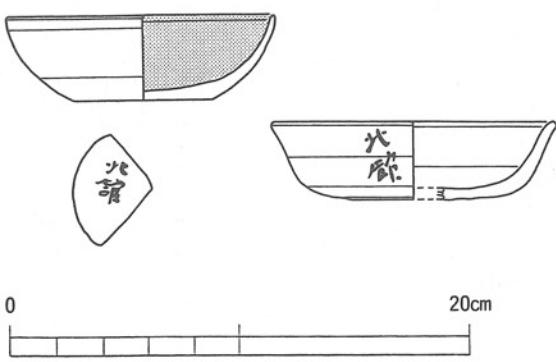


塩梶穢装束菜棚板等_{〔子〕}

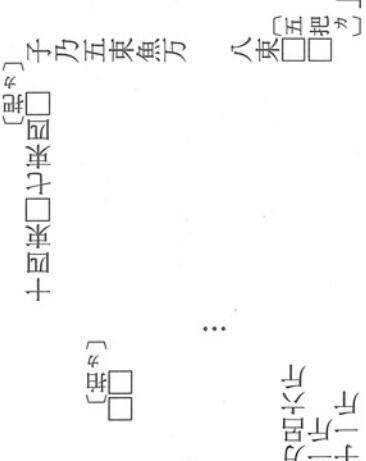


またそこに含まれる土師器杯底部外面・須恵器無台杯体部外面に「北館」、その近辺から出土した須恵器有台杯底部に「庄」などの墨書があり、名称は不明だが莊園の庄所の存在が想定され、その中心遺構が北側の未調査の畑に広がると推定される。

六一号井戸は三・四五m×二・八二mの平面形を写し、深さ一・四四mの素掘り井戸。木簡はやはり矢板に転用したとみられる。



墨書土器「北館」



(582) × (88+68) × 8
019 *

六一号井戸

(2) 福□

156×21×4 051

(1) 木簡は三点の断簡であるが、もとは同一の個体に属するものである。第一断簡(表右側)の左に若干の欠落部を挟んで第二断簡(同中間)がつながり、さらにその左に第三断簡(同左側)が接続する。木簡の上端部に折損などはないが、下端部は腐朽し欠失しており、最大長は第三断簡の五八二mm。幅は上端部で一五〇mm、中間の最大値で一五六mm残るが、本来はもう少し広かつた。厚さは左端五mm、右端三mm、中程八mmで、中程が厚く左右が薄い形態である。

内容としては、表一行目の「御田」は、伴出した「庄」や「北館」の墨書き土器と関連して、奈良時代の初期莊園の水田を示すものである。四月五日を以て行なわれる庄田の「阿桜夫(あさくらのふ)」という役夫について、「行目にはそれが合わせて九五一人に及ぶことを記しており、その大規模な動員が注目される。ついで「子甥」「繩手」「子万呂」「長人」などの人名が横に列挙され、およそ二行分を空けて、「塩梶輝(よなぎ) 装束菜(あかざ) 棚板」などの物品名があげられているが、物品の確かな意味や類例を知ることはできない。これらが「阿桜夫」といかに関わるのかも明らかでなく、今後の課題としたい。

四月五日の農事における役夫動員の大規模さは、従来にない記録

であつて、郡や国規模の行政権力の関与を示唆するものと言う」とができる。本遺跡は東大寺領丈部庄あるいは西大寺領佐味庄と推定される富山県入善町じょうべのま遺跡などと並ぶ、最北辺の北陸莊園遺跡であり、かつ八世紀後半～末の時期に該当するので、それより古い起源をもち、九世紀になお同時存在していたことになる。なお表面下部の判読できない文字の方向は、上の文字とは天地逆である。

一方裏面の内容は、米などの支給の覚えかとみられるが、今は不明と言うほかない。

(2) も木簡を矢板に転用したものである。

9 関係文献

頸城村教育委員会『榎井A遺跡』(一九九八年)

小林昌一「『御田の阿桜夫』九五一人」(『日本歴史』六一八 一九九九年)
(1～7卷 繁治、8 小林昌一)